

いじめ防止基本方針

大仙市立太田北小学校

I いじめの定義

II いじめに対する基本的な考え方

III いじめに対する学校の組織等

- (1) いじめ不登校対策委員会
- (2) 児童を語る会

IV 未然防止のための取り組み

- (1) 学級経営の充実
- (2) 道徳教育の充実
- (3) 相談体制の整備
- (4) 縦割り班活動の実施
- (5) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策
- (6) 学校相互間の連携協力体制の整備

V 早期発見のための取組

- (1) 保護者や地域、関係機関との連携
- (2) 年二回の心のアンケートの実施
- (3) ノート・日記指導

VI いじめに対する早期対応

VII 重大事態への対処

- (1) 重大事態の定義
- (2) 重大事態への対処

I いじめの定義

- ・ 児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。（「いじめ防止対策推進法」より）

II いじめに対する基本的な考え方

- ・ いじめの問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級での起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。
- ・ 校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、該当児童の学級担任からなる、いじめや不登校防止等の対策のためのいじめ不登校対策委員会を設置し、年間数回開催する。また、必要に応じてスクールカウンセラー等の外部人材を加えて開催する。

III 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ不登校対策委員会

- ・ 校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、該当児童の学級担任からなる、いじめや不登校防止等の対策のためのいじめ不登校対策委員会を設置し、年間数回開催する。また、必要に応じてスクールカウンセラー等の外部人材を加えて開催する。

(2) 児童を語る会

- ・ ニヶ月に一回、各学年部から挙げられた気になる児童または配慮すべき児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

IV 未然防止のための取り組み（※年間指導計画は別表）

(1) 学級経営の充実

- ・ 学級活動の校内研修を充実させ、学級活動を中心にしながら、居心地のよい学級づくりを目指す。また、授業や行事等の中で、児童一人一人が活躍できる場面を設定し、自己有用感を高める。
- ・ ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、年二回の「心のアンケート」の結果を生かしたりして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- ・ 分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

(2) 道徳教育の充実

- ・ 道徳の授業を通して、人との関わりの中でよりよい生き方に気付き、進んで実現しようとする子どもを育てる。
- ・ 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(3) 相談体制の整備

- ・ 「心のアンケート」後に学級担任との相談を行い、児童一人一人の理解に努める。
- ・ 連絡ノートや普段の会話から、保護者や児童の思いを汲み取り、いじめが想定されて事案の場合は、校長、教頭、生徒指導主事等と学級担任が迅速に現況を把握し、今後の指導について共通理解を図られるような体制を整える。
- ・ 心の教室相談員、スクールカウンセラー等の外部機関との連携を図り、教育相談の充実に努める。

(4) 縦割り班活動の実施

- ・ 縦割り班活動のなかで、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

(5) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

- ・ 全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童にモラル教育をすすめるなどして迅速に対応する。

(6) 学校相互間の連携協力体制の整備

- ・ 中学校や幼稚園・保育園・学童保育等と、情報交換や交流学习を行う。

V いじめ早期発見のための取組(※年間指導計画は別表)

(1) 保護者や地域、関係機関との連携

- ・ 児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、児童家庭課、教育委員会、中学校や支援センターなどの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

(2) 年二回の「心のアンケート」の実施

- ・ 5月と10月の年2回、アンケートを実施する。また、それをもとに個々の児童と直接話をして、思いをくみ取る。

(3) ノート・日記指導

- ・ 児童の休み時間や放課後の課外活動の中で児童の様子に目を配ったり、個人ノートや日記などから交友関係や悩みを把握したりする。

VI いじめに対する早期対応

- ・ いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- ・ いじめの事実が確認された場合は、生徒指導委員会を開き、対応を協議する。
- ・ いじめをやめさせ、その再発を防止するため、被害児童とその保護者に対する支援と、加害児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・ 被害児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- ・ 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署と連携して対処する。

VII 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ・ いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ・ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む)ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ・ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

(「いじめ防止対策推進法」より)

(2) 重大事態への対処

- ・ 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- ・ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ・ 上記組織を中心として、事実説明を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとり対処する。
- ・ 上記調査結果については、被害児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

〈別表〉いじめ対策年間指導計画

	指導等の内容		
	教職員の活動	児童の活動	保護者への活動
4月	○いじめ防止基本方針についての検討 【いじめ不登校対策委員会】 ○いじめ対策に関わる共通理解 【職員会議】	○学級開き・学級ルールづくり 【学級活動】 ○縦割りグループの会 ○運動会	○いじめ対策についての説明・啓発 【PTA総会・学年懇談】
5月	○アンケート実施 ○児童を語る会	○全校田植え	
6月		○保呂羽山宿泊学習(5年)	
7月	○児童との個別面談【学級担任】 ○児童を語る会	○修学旅行(6年生) ○夏休み前集会	○保護者面談【学級担任】 ○いじめ対策についての啓発 【国見キッズ】
8月	○いじめ不登校の現状(前期) 【いじめ不登校対策委員会】		
9月		○全校稲刈り	
10月	○アンケート実施	○マラソン大会(なべっこ) ○全校音楽劇	
11月	○児童を語る会		
12月	○児童との個別面談 【学級担任】	○収穫感謝祭 ○冬休み前集会	○保護者面談(希望者) ○学校評価の実施 ○いじめ対策についての啓発 【国見キッズ】
1月	○いじめ不登校の現状(後期) 【いじめ不登校対策委員会】 ○児童を語る会		
2月		○幼保小交流会 (新一年生をむかえる会)	
3月		○6年生を送る会	○いじめ対策についての啓発 【国見キッズ】